

埼労発基0510第6号
令和5年5月10日

関係団体等の長 様

埼玉労働局長
(公印省略)

労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の適用について

標記について、令和5年4月27日付け基発0427第1号をもって、厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通達がありましたので、傘下の会員等に対する周知に御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。